

# 「自動車保管場所届出書」の記載要領

## 自動車保管場所の届出とは？

軽自動車を新規に運行の用に供しようとする場合や登録自動車及び軽自動車の保管場所のみ変更した場合に、届出書及び添付書類を提出して行う届出をいいます。

届出書	自動車保管場所届出書	1部
添付書類	保管場所使用権原書	自認書等1部 詳細は「申請・届出に必要な書類」を参照してください
添付書類	保管場所の所在図・配置図	1部
添付書類	その他疎明資料	必要な場合のみ 詳細は「申請・届出に必要な書類」を参照してください

令和7年4月1日から、保管場所標章が廃止され、保管場所標章交付申請書はなくなりました。

手数料は不要です。

## 別記様式第2号(第3条関係)

警察署長提出用

①自動車保管場所届出書(新規・変更)			②自動車の区分	登録・軽
③車名	④型式	⑤車台番号	⑥自動車の大きさ	
スズキ	ABC-DE123	DE123-456789	長さ	350 センチメートル
			幅	150 センチメートル
			高さ	150 センチメートル
⑦自動車の使用の本拠の位置	松山市若草町7番地			
⑧自動車の保管場所の位置	松山市若草町7番地 (変更前)			
上記の事項について届出をします。				
⑩ ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日				
⑨ 松山東警察署長 殿				
〒(790-0808)				
住所 松山市若草町7番地				
⑪届出者氏名 松山 太郎				
電話番号 (089) 934-0110				

⑫届出自動車登録番号	愛媛580あ〇〇〇〇	
⑬旧車 (代替)	登録番号	愛媛 50 た□□□□
	車台番号	ASDF-GHJ789

⑭ 保管場所 の所有者	自己単独
	他人
	共有

⑮ 連絡先	〇〇自動車販売(株)
	愛媛 次郎
	089-943-0110

欄		作成要領	
①	新規・変更	<p>該当する方に○を入れてください。</p> <p>新規:軽自動車を新規に運行の用に供するときなど</p> <p>変更:保管場所のみ変更した場合</p>	
②	自動車の区分	<p>該当する方に○を入れてください。</p> <p>登録:登録自動車</p> <p>軽 :軽自動車</p>	
③	車名	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	(例)トヨタカロラの場合: トヨタ と記載
④	型式	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	数字と英字、同音異字の記載ミスが多いため、注意してください。
⑤	車台番号	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	
⑥	自動車の大きさ	自動車検査証のおり記載してください。 <b>センチメートル</b> 単位で記載してください。	
⑦	自動車の使用の本拠の位置	自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在をいい、具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所のことです。実際に居住実態及び営業実態のある場所でなければなりません。	
		(個人)	実際に居住する所在地(通常は住民票の住所地と同様)。
		(法人)	実際に営業を行っている事務所又は営業所。
		<b>※ 届出者の住所地と使用の本拠の位置が異なる場合は次のような疎明資料を求める場合があります。 公共料金の領収書、使用の本拠の位置宛に配達された郵便物(消印あり)等</b>	
⑧	自動車の保管場所の位置	駐車場の所在地と車庫の特定番号を記載します。	
⑨	警察署長名	提出する警察署名を記載してください。※提出先は、保管場所を管轄する警察署で、住所地を管轄する警察署ではありません。	
⑩	日付	窓口に届出を行う日を記入してください。	

⑪	届出者欄	注 意 事 項	届出者とは、通常、自動車の所有者又は使用者です。警察署に書類を提出する方ではないのでご注意ください。 必ず <b>住民登録・印鑑登録に係る住所及び氏名</b> を記載してください。		
		個 人 の 方	住民票又は印鑑証明書の「住所」と「氏名」の記載 ※ 令和2年 12 月 28 日以降、押印は不要となりました。		
		法 人 の 方	登記簿又は印鑑証明書の「所在地」と <b>「法人名＋法人の代表者名の併記」</b> ※ 令和2年 12 月 28 日以降、押印は不要となりました。		
⑫	届出自動車登録番号		届出の時点で当該届出車両の登録番号を記載してください。		
⑬	旧 車 ( 代 替 )	登 録 番 号	「代替え」の場合、旧車両の登録番号(ナンバー)を記載してください。		
		車 台 番 号	「代替え」の場合、旧車両の車台番号を記載してください。		
⑭	保 管 場 所 の 所 有 者	自己所有の土地又は建物を保管場所として使用する場合	<p>「自己単独」に○を入れてください。</p> <p>次のうちいずれかを届出書に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自認書</li> <li>・登記簿</li> </ul>		
		他人所有の土地又は建物を保管場所として使用する場合  <u>原則として、おおむね3箇月以上の使用期間のある権原書が必要です。</u>	<p>「他人」又は「共有」の該当する方に○を入れてください。</p> <p>次のうちいずれかを届出書に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場賃貸借契約書の写し</li> <li>・ 保管場所使用承諾書(契約書がないとき)                ※共有の場合は、共有者全員の使用承諾書が必要です。                詳しくは使用承諾書の記載要領を参照してください。</li> <li>・ 駐車場の料金の領収書                ※契約書がないとき又はその他必要と認める場合</li> </ul>		
⑮	連 絡 先	届出内容について、警察から質問させていただいた場合に直ちに答えられる方の氏名、電話番号を記載してください。			